

# 「川崎市差別のないまちづくり条例」(素案)に罰則規定

## ヘイトスピーチに全国で初の刑事規制

6月19日、川崎市の福田市長はヘイトスピーチの規制にむけて「あらゆる差別を許さない決意を持ち、差別の根絶を目指す。多様な人々が暮らす市にふさわしい条例になるよう市民の総意でつくりあげていく」と決意を表明しました。

6月24日、表明をふまえ、川崎市は市議会文教委員会にあらゆる差別を禁止し、根絶を図る「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)を公表しました。

(素案)はすべての市民が生き生きと暮らせるまちづくりを掲げ、人種や国籍、民族、性的指向、出身、障害などを理由にした差別の禁止を明示します。ヘイトスピーチに関しては在日コリアン集住地区の川崎区桜本を標的にしたヘイトデモがふたたび行われる恐れが続いていると判断し、実効性を確保するために刑事罰を導入します。導入に当たっては正当な表現行為を侵害しないよう配慮します。

取り組みの推進としては、「何人も、市の区域内の道路、公園、広場、駅その他の公共の場所において、次に該当する『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』を行い、又は行わせてはならない。」とします。その《類型》として、◎特定の国若しくは地域の出身である者又はその子孫を、本邦の域外へ退去させることをあおり、又は告知するもの ◎特定国出身者等の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることをあおり、又は告知するもの ◎ 特定国出身者等を著しく侮蔑するもの、《手段》として、◎拡声機を使用する ◎看板、プラカード等を掲示する ◎ビラ、パンフレット等を配布する ◎多数の者が一斉に大声で連呼する をあげています。

運用では、市長による勧告、命令と段階を踏み、それでも従わなかった場合に氏名の公表と罰則に踏み切ります。条例違反として市が検察か警察に告発する形を取るほか、恣意的な判断とならないよう勧告、命令の際は有識者でつくる「差別防止対策等審査会」に意見聴取します。

罰則として「50万円以下の罰金に処する。また、法人等の場合には、行為者を罰するほか、法人等も罰する(両罰規定)」をもうけます。罰金額は刑法の名誉毀損罪や県迷惑行為防止条例を参考にしました。成立すれば**全国で初めてヘイトスピーチへの刑事規制**が実現します。

インターネット上のヘイトスピーチは罰金の対象外ですが、事例の公表や削除要請などの拡散防止措置を行います。

7月8日から8月9日まで市民の意見を募るパブリックコメント(意見公募)を実施。

12月議会で成立させ、同月下旬に一部を施行、20年7月に罰則を含めた全面施行にするとしています。

川崎市は、去年3月に、ヘイトスピーチに公共施設が悪用されるのを防ぐため、事前に規制することを盛り込んだ「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」施行しました。しかし、実効性の面で課題があるとして、条例に罰則を設けるよう求める声が上がっていました。

1月16日、川崎簡易裁判所は、昨年12月に神奈川県検察が、インターネットの匿名ブログで在日コリアンの高校生の実名を公開して嫌悪発言をしたとして侮辱罪の容疑で略式起訴した大分市に住む日本人男性（66）に対して9千円の科料を課する略式命令を下していたことを高校生の代理人弁護士が会見で明らかにしました。高校生は、昨年7月ブログ管理会社に日本人男性の情報を開示請求して告訴していました。

インターネット上のヘイトスピーチが日本国内で侮辱罪と処罰されたのは初めてです。

## **部落差別監視で効果 ただし全国の壁**

2016年は、4月1日「障害者差別解消法」、6月3日「ヘイトスピーチ解消法」、12月16日「部落差別解消推進法」と「解消」をうたう3つの法律が制定・施行されました。2020年の東京オリンピック開催をひかえ、人権問題への取り組みが進んでいない状況は放置できませんでした。しかしいずれも理念法で禁止条項がなく、その実効性のある救済手続きには疑問がありました。

ヘイトスピーチ解消法（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）です。

### 「一 前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。・・・

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。」

法案成立に際しては、「本邦外出身者」以外のマイノリティーの人たち、例えばオーバーステイの人びとや、アイヌ民族などが対象外になっていることが指摘され、付帯決議に憲法や人種差別撤廃条約の精神にかんがみた適切な対処が盛り込まれました。

川崎市の条例（素案）には「人種や国籍、民族、性的指向、出身、障害などを理由にした差別の禁止」と明記されています。

また、付帯決議には、インターネットを通じて行われる不当な差別的言動を助長したり、誘発する行為についても、解消に向けた施策を実施することが盛り込まれました。しかし、差別を扇動するサイトの規制は、もとのサイトが削除されてもミラー・サイトが規制の及ばない国に置かれたりして現行法での対応には難しいものがあることも確かです。

それでも、インターネットによる部落差別の解消にむけた取り組みは開始されています。18年3月18日の朝日新聞は、見出し記事「ネットの部落差別『いたちごっこ』 監視続ける自治体 香川県内における差別書き込み監視の実績」を載せました。

「インターネットへの部落差別の書き込みを香川県内の自治体がモニタリング（監視）している。掲示板の管理運営者への削除依頼はこれまでの15年間で約1460件にのぼるが、実際に削除されたのは半数程度にとどまる。・・・被害の実態把握や対策が課題になっている。

監視は、県と全17市町、民間団体でつくる県人権啓発推進会議が2003年6月に始めた。県人権・同和政策課と市町の人権担当課職員が監視班を構成。SNSも含めると対象が膨大になるため、三つの掲示板に絞って監視している。

県内の同和地区への言及があるスレッドを少なくとも週2回はチェック。個人のプライバシーを侵害 ▽他人を誹謗中傷 ▽差別を助長する、といったおそれがある書き込みを見つけると、班内で協議し、掲示板の削除依頼方法に従って要請する。具体的には、県内の同和地区名をあげたり、県内の同和地区について語るなかで差別的な言葉や個人名を書いたりしているものが対象になるという。

削除依頼は06年度の342件をピークに減少傾向にあり、県の担当者は『監視による抑止効果が一定は出ている』とみている。だが、『書き込みが止まったと思ったら別のスレッドができることもあり、いたちごっこのような感じはある』。

また、これまでの削除依頼計1462件のうち、実際に削除されたのは約47%の692件。独自のガイドラインに基づいて削除が進む掲示板もあれば、ほとんど削除実績のない掲示板もあるという。県は『自治体単位での監視には限界がある。削除基準を国レベルで検討してもらい、全国の自治体で一律に取り組めばより大きな効果が期待できる』と話す。

こうしたモニタリング事業は奈良県内全市町村でつくる『啓発連協』、三重県、兵庫県尼崎市、伊丹市、広島県福山市などでも実施されている。いずれも各自治体に関する記述を中心にキーワード検索などで監視。法務局と相談しながら削除依頼をするところもある。・・・

法施行を受け、兵庫、鳥取県も新たに18年度からモニタリングを始める。兵庫では、検索の方法や削除依頼の判断のポイントを習得してもらうため、県内市町職員を対象にした研修にも取り組むという。」

## EUではIT大手4社が自主規制

18年1月20日の毎日新聞は「EU ヘイト投稿7割削除 運営企業、外部通報に迅速対応」の見出し記事を書きました。

「欧州連合（EU）の欧州委員会は19日、インターネットで差別や憎悪を扇動する違法な『ヘイトスピーチ』を巡り、ソーシャルメディアの運営企業が、外部から通報を受けた投稿の7割を削除していたとの調査結果をまとめた。ネット上のヘイト対策を巡り、法規制を導入する加盟国も出る中、欧州委は企業の自主努力に委ねる方針を示す。

欧州委とフェイスブックやツイッターなどIT大手4社は2016年5月、ネット上のヘイトスピーチ拡散を防ぐための行動指針に合意した。利用者などから通報を受けた書き込みについて、内容を24時間以内に確認し、必要なら速やかに削除を求めている。

欧州委の調査はこの指針に基づくもので、民間の監視組織などから通報を受けた運営企業が削除した投稿の割合は、16年12月には平均28%だったが、今回は70%に上昇。通報分の8割以上は24時間以内に検証を始めていた。対象となった分野は特定の民族、反イスラム、移民を含む外国人——の順に多かった。

司法担当のヨウロワー欧州委員は同日、企業側にさらなる努力を促す一方、『指針は違法なコンテンツに迅速、効果的に取り組む手段になっている』と評価し、新たな法的規制の導入には慎重な見方を示した。

一方、ドイツはソーシャルメディアの運営企業を対象に、ヘイトスピーチなど違法な投稿を放置した場合、最大5000万ユーロ（約67億5000万円）の罰金を科すことができる新法を今年施行した。表現の自由を損なう可能性もあるとして法規制には批判も根強い。

欧州ではヘイトスピーチ以外にも、過激派組織「イスラム国」（IS）が戦闘員の勧誘やプロパガンダの拡散に用いたことで、ソーシャルメディアの運用元への圧力が強まった。各社は人工知能（AI）で違法な書き込みを検知するための取り組みも進めている。」

IT大手4社のフェイスブック、ツイッター、マイクロソフト、グーグル各社は、こうしたサイトをモニターする市民団体との連携を進めるとしています。

ヘイトに抗する、「実効性」ある取り組みが、市民を含めた多様な主体によって、多様な方法で進められることを日本でも大いに期待されます。

日本でも差別発言・扇動も「表現の自由」という主張があります。

しかし表現の自由は、基本的人権を守るためのものであって、他者を傷つけ、否定するためのものではありません。基本的人権を守らない表現の自由などありません。そして基本的人権に国教、民族の壁などありません。取り組むか否かは政府の姿勢いかんです。

いじめ メンタルヘルス労働者支援センター